

第 281 回名古屋市個人情報保護審議会 議事録

開催日時	令和 4 年 2 月 25 日（金）午後 1 時 30 分～午後 2 時 45 分
開催場所	西庁舎 12 階 西 12A 会議室
出席委員	庄村会長、川上委員、間瀬委員、荒見委員* ※オンライン参加者
その他出席者	事務局等…スポーツ市民局市民生活部長始め 8 名
会議次第	(1) 名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開） (2) 存否応答拒否の報告について（非公開）
非公開理由	議題（2）については、個人の個人情報開示請求に関する情報等、通常他人に知られたくないと認められる情報が含まれる事項を報告するため。
会議資料	別添のとおり

議題 1	名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開）
対象事案	一
発言要旨	<p>【開示決定の期限】・【費用の負担】・【訂正請求権／消去・利用停止請求権】 （資料に沿って事務局が説明した後の質疑応答）</p> <p>川上委員</p> <ul style="list-style-type: none"> 1から3まで全て、事務局提案のとおりで良いと思われる。 <p>荒見委員</p> <ul style="list-style-type: none"> 結論に異論はないが、個人情報保護の枠組みが変わる中で、行政上の負担の観点から、国が行っていないことを自治体としてどこまで無理をするかという課題はある。そのため、無理のない範囲で行うべきとの意見を答申に盛り込んでいただきたい。 <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> 1から3まで、市民の負担を減らす方向での事務局からの提案であったと考える。川上委員と荒見委員からご意見があったように、事務局提案どおりであるが無理のないようにということで答申案に盛り込むことができれば良いと思う。 <p>【利用及び提供の制限】</p> <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドラインは出ていないか。 <p>⇒事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状は素案段階。来年度の4月、5月あたりに固まる。 <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例第11条第1項第9号で外部に出した事例はどの程度あるか。 <p>⇒事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成8年に条例が施行され、25年間で12件審議会に諮問している。 <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容としてはどのようなものがあるのか。比較的最近の事案ではどのようなものがあるか。 <p>⇒事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近の案件としては、臓器移植について、虐待を受けていた児童の臓器

は移植の対象にできないため、医療機関が、亡くなった児童が虐待を受けていたか否かの情報を必要とし、児童相談所に情報提供を求めた。他の例外規定に該当しないということで諮問を受け、公益上必要であるという答申、措置要求を求める意見をいただいた。

川上委員

- ・この問題は論点と書かれて事前の聴取における委員からの意見としては両説ある。目的外提供についてどの程度自由さを与えるのか。いちいち審議会に意見を聽かない、問題があれば国に意見を聞く。明らかに目的外提供について迅速に・円滑に行おうという趣旨が出ている。それについて歯止めをかけるか否かには両説あると思う。
- ・国に任せたとしても全国の相談を賄いきれるか。国の関与で、もともと個人情報保護は自己情報のコントロール権であり、行政が入り込みにくい部分であるところがハードルを低くしている。
- ・引き続き担保されるかについて、そこで空中戦をやったとしても何も出でこない。何を議論するのか。

⇒事務局

- ・事前の意見聴取をし、まとめとして方向性を示している中、このまとめ方で各委員の意見が反映されているかの確認の意味がある。慎重さ・的確さが担保されないとすれば、事前の関与がなければ慎重さが担保されないのであれば事前の関与を担保して制度設計すべきだということになる。その視点をいただきたい趣旨である。

庄村会長

- ・国に聴いてすぐに返ってくるのかという点は同感である。おそらく大混乱しており、必要な時に必要な判断ができるかという問題はある。審議会は月に1回やっている。これを使うか市政情報室か、何らかの関与は担保する手続きがあると一定の懸念は解消される。

間瀬委員

- ・災害のときなどスピーディな提供が必要な部分については実施機関が自ら判断することを許容する趣旨は重要である。実施した後にどういう観点だったかを後から評価する手続きを入れて、透明性を確保するということを考える必要はある。
- ・そういう基本的な考え方やルールが、なぜこうなっているかということを周知することが重要。

庄村会長

- ・重要な指摘である。法令の例外規定によらない公益的判断は、事後報告を審議会にしてもらう形でコントロールすることも審議会以外の関与

になる。そのあたりも検討すべき。

⇒事務局

- ・審議会の関与という論点である。来月審議会の審議事項を全体として整理する。国との役割分担を含めて整理するため、その観点含め、今の意見を考慮してはどうかと考える。

【電子計算機処理の制限、電子計算機の結合の禁止】

(資料に沿って事務局が説明した後の質疑応答)

間瀬委員

- ・身軽に動けるようになるのは良い。数年の審議の事案も実施機関と担当するベンダーが十分に注意して行えており、審議会をやる必要がないものも見受けられた。職員によるチェックで安全性が担保される。
- ・(ただし、)最近あるAIの処理など何をしているかよくわからないシステムの提案も今後出てくる可能性があり、専門家の意見を聞ける場があると安心である。条例で規定できないとガイドラインにあるため、そのあたりと整合をとり適正な判断ができるようにしていただけないとよい。

庄村会長

- ・現在、間瀬先生、斎藤先生中心に関わっていただいている。かなりの部分は審議会の意見を経ないでもよいが、まったくフリーにしてはいけない。何らかの形で担保できるようにすべきというご意見である。
- ・AIによる審査を審査するということになる。何が起こるか想像できない事案もあり、全くのフリーハンドは良くない。国に聞いても答えが返ってくるかわからない中で市独自のチャンネルがあつてもよいという趣旨かと思う。

⇒事務局

- ・これまで電子化ということで注意を払わなければならないというセキュリティということで条例に設けられていた。

庄村会長

- ・最初に言っていたのは、外部に接続するのは危ないから禁止ということ。それを慎重にさせる(ための規定だった)。「危ないから」という状況は維持される。しかしこまでの手続きは慎重に過ぎるため国の法令に合わせる形で変えても問題ないという考え方か。

⇒事務局

- ・事務局の認識として、電算処理が一般化する中で、求められるセキュリティの要件や対策も類型化された。専門家の意見を聞くまでもなく

判断できる部分が広くなっている。そうでない部分、なおかつ個人情報保護制度としての観点でご審議いただくべき案件が一定あり、それが今後の対象となるべきと考える。情報あんしん条例と整理しつつ検討する。

庄村会長

- ・何らかの形で関与の余地を残す、これまでほどは要らないが、何らか残す方向性があるとよいということを審議会の意見として盛り込んでほしい。

瀬委員

- ・技術的な観点の安全性という意味でその分野の専門家に意見を聞くことは大事。個人情報保護について慎重にはなっているが、個人情報保護の観点から審議会で議論し見直す体制が必要。

⇒事務局

- ・目的外提供のところと同様の話である。審議会の関与について国との役割、情報あんしん条例との役割分担を踏まえ整理する。

【個人情報取得状況等に係る公表】

(事務局からの説明の趣旨)

事務局が考えているのは 1000 人未満の扱いをどうするかである。今まで一人であっても事務単位で目録を作っていた。今後は 1000 人未満については一切公表されるのは問題がある。一方で、似たようなものを二つ作るのは事務効率が悪い。適切な方法を検討している。

(資料に沿って事務局が説明した後の質疑応答)

庄村会長

- ・ファイル簿を作る途中の 1000 人未満のデータ、ということか。

⇒事務局

- ・様々手法はありますかと思う。事務の負担を考慮しながらという意見をいただいている。そういう視点を忘れず、明らかにするという観点と情報の整理に資するために事務的に検討する。

庄村会長

- ・住民は行政が自分の情報がどのように使われているかを知るきっかけにしたいということはあろうかと思う。付帯決議でもあったが、ファイル簿とか目録以外の形で知ることができることがデジタル化の進展ができるようになれば代替手段になる。住民が個人情報をどう使われているかを知ることができるというのは必要であり、そういう方向性もおさえていただける

	と良いと思う。
	以上

議題2	存否応答拒否の報告について（非公開）
対象事案	一
発言要旨	(事務局より、存否応答拒否の報告を行った。) 以上